

各務原市障害支援区分認定審査会要綱

(平成18年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年条例第9号)第2条の規定に基づき、各務原市障害支援区分認定審査会(以下「審査会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(合議体)

第2条 審査会に設置する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令(平成18年政令第10号)第8条第1項に規定する合議体の数は、4以内とする。

2 合議体を構成する委員の定数は、5人以内とする。

3 合議体の長は、当該合議体を代表し、その会務を総理する。

4 合議体の長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 会議は、各合議体の長がそれぞれ招集する。

(秘密の保持)

第3条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。